

2013年7月5日

各位

第一フロンティア生命保険株式会社

～第一生命グループ～ 第一フロンティア生命
7月8日より、鹿児島銀行にて

プレミアレシーブ(円建)

定期支払金付積立利率変動型終身保険

を販売開始

第一フロンティア生命保険株式会社(社長:堤 悟、以下「第一フロンティア生命」)は、2013年7月8日より、株式会社鹿児島銀行(頭取:上村 基宏)において、**定期支払金付積立利率変動型終身保険「プレミアレシーブ(円建)」**を販売開始いたします。

「プレミアレシーブ(円建)」は、定期支払金と一生涯の保障で、資産を上手に「うけとる」、「つかう」、「のこす」というお客さまの3つの目的をかなえる円建の終身保険です。

定期支払金は、毎年、かつ一生涯にわたってお受け取りいただけ、将来の金利情勢によってはふえる期待があります。そのため、長期間の運用を続けながら運用成果をこまめに受け取りたいというお客さまのニーズなどにおこたえすることができます。積立利率は、毎月2回(1日と16日)設定され、契約日の積立利率は、積立利率保証期間の満了日まで適用されます。

万一の場合の死亡保険金は、一時払保険料相当額が最低保証されています。

そのほか、解約返還金額を年金原資として年金でのお受取りに移行することができる特約(※1)、死亡保険金を一時金にかえて年金でお受取りいただける特約(※2)をご用意するなど、お客さまの多様なニーズにきめ細かくおこたえすることができる自在性に富んだ商品となっています。

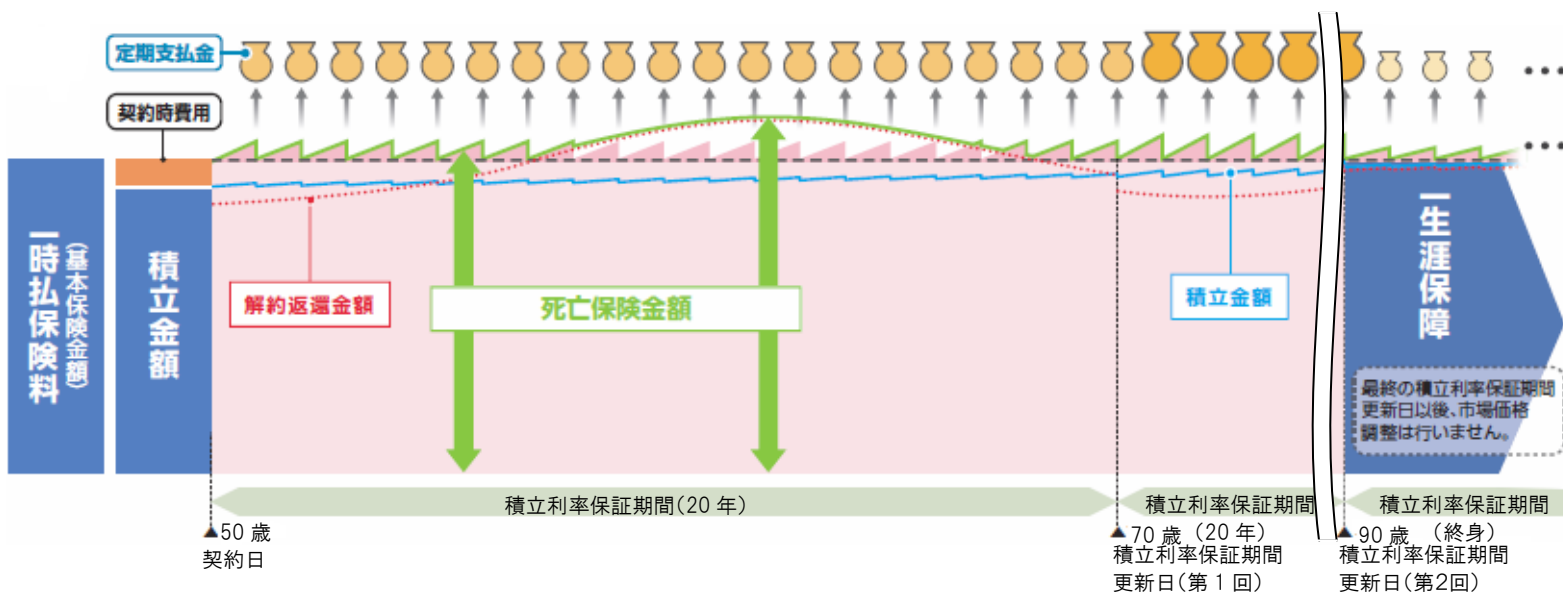
第一フロンティア生命は、今後も第一生命の伝統や理念を受け継ぎつつ、常にフロンティア・スピリット溢れる創造的な生命保険会社として、第一生命グループの総合力を最大限に生かし、お客さまのニーズに対応した商品・サービスをタイムリーに提供してまいります。

※1「年金支払移行特約」

※2「死亡給付金等の年金払特約」

以上

【しくみと特徴】 50 歳加入の場合



*イメージとして図示したものであり将来を保証するものではありません。

*積立金額は、毎年の契約応当日に定期支払金をお受け取りいただいた直後に減少し、その後、次回の契約応当日に向け、経過月数に応じて増加します。

*解約返還金額は市場価格調整を行うため積立金額に対して増減します。

「うけとる」、「つかう」 定期支払金について

特徴1: 定期支払金額は積立利率保証期間を通じ一定です

- 定期支払金額は積立利率保証期間(契約年齢により20年、または15年)を通じて一定ですが、積立利率および定期支払率は積立利率保証期間更新日に見直されるため、変動(増減)することがあります。
- 基本保険金額を減額した場合、減額後の定期支払金額は、減額後の基本保険金額に定期支払率を乗じた金額となります。

特徴2: 終身にわたってお受け取りいただけます

- 定期支払金は、被保険者が生存している限り、毎年の年単位の契約応当日にお支払いします。定期支払金を分割するお取扱いはありません。

特徴3: 将来ふえる期待があります

- 市場金利の低下により将来的に積立利率保証期間更新日の積立利率が下がった場合、定期支払金額が減少することがあります。

「のこす」 死亡保険金について

特徴1: 死亡保険金は、一時払保険料相当額が最低保証されます

- 死亡保険金額は、被保険者が死亡した時の「解約返還金額」または「『基本保険金額+定期支払金額×経過月数÷12』によって計算される金額」のいずれか大きい金額となります。
- 責任開始期の属する日から起算して3年以内に被保険者が自殺したときなど、死亡保険金をお支払いできないことがあります。

特徴2: 一時金でも年金でもお受け取りいただけます

- 「死亡給付金等の年金払特約」の付加により、死亡保険金を一時金にかえて年金でお受け取りいただけます。
- 支払事由発生後にこの特約を付加することはできません。

【注意】

このページでは商品の特徴を説明しています。本保険への加入をご検討の際には、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」を必ずお読みください。また、ご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。

【主なお取り扱いについて】

基本保険金額 (一時払保険料)	最低	100万円																															
	最高	5億円 * 最高保険金額は、同一被保険者について、通算限度があります。																															
積立利率保証期間	20年(契約年齢が0歳～75歳)または15年(契約年齢が76歳～87歳) 満了日の翌日に更新します。ただし、積立利率保証期間更新日における被保険者の満年齢が76歳以上(積立利率保証期間が20年の場合)または91歳以上(積立利率保証期間が15年の場合)となる場合は、その日を最終の更新日として、以後更新せず終身となります。																																
契約年齢	0歳～87歳(契約日における被保険者の満年齢) *適用される積立利率により、ご契約いただけない年齢・性別があります。																																
付加できる特約	- 年金支払移行特約 - 死亡給付金等の年金払特約																																
諸費用	この保険は、ご契約時に「契約時費用」を負担していただきます。また、ご契約後には、ご契約の維持、死亡保険金などを支払うために必要な費用を負担していただきます。 ＜ご契約時＞ 基本保険金額に対して、被保険者の満年齢に応じて定める以下の率を乗じた金額を負担していただきます。 <table><tr><td rowspan="15">契約時費用 ご契約の締結に必要な費用です。</td><td colspan="2">積立利率保証期間20年</td></tr><tr><td>75歳以下</td><td>4.50%</td></tr><tr><td colspan="2">積立利率保証期間15年</td></tr><tr><td>76歳</td><td>4.10%</td></tr><tr><td>77歳</td><td>3.95%</td></tr><tr><td>78歳</td><td>3.80%</td></tr><tr><td>79歳</td><td>3.65%</td></tr><tr><td>80歳</td><td>3.50%</td></tr><tr><td>81歳</td><td>3.35%</td></tr><tr><td>82歳</td><td>3.20%</td></tr><tr><td>83歳</td><td>3.05%</td></tr><tr><td>84歳</td><td>2.90%</td></tr><tr><td>85歳</td><td>2.75%</td></tr><tr><td>86歳</td><td>2.60%</td></tr><tr><td>87歳</td><td>2.45%</td></tr></table> ＜ご契約後＞ 積立利率の計算にあたって、保険契約の維持などに必要な費用および死亡保険金などを支払うための費用(積立利率を最低保証するための費用を含みます)の率(＝保険契約関係費率)をあらかじめ差し引いております。積立利率保証期間中、積立金から死亡保険金・定期支払金を支払うための費用を控除します。 *上記の費用は、契約年齢、性別、経過期間などによって異なるため、これらの計算方法は表示しておりません。		契約時費用 ご契約の締結に必要な費用です。	積立利率保証期間20年		75歳以下	4.50%	積立利率保証期間15年		76歳	4.10%	77歳	3.95%	78歳	3.80%	79歳	3.65%	80歳	3.50%	81歳	3.35%	82歳	3.20%	83歳	3.05%	84歳	2.90%	85歳	2.75%	86歳	2.60%	87歳	2.45%
契約時費用 ご契約の締結に必要な費用です。	積立利率保証期間20年																																
	75歳以下	4.50%																															
	積立利率保証期間15年																																
	76歳	4.10%																															
	77歳	3.95%																															
	78歳	3.80%																															
	79歳	3.65%																															
	80歳	3.50%																															
	81歳	3.35%																															
	82歳	3.20%																															
	83歳	3.05%																															
	84歳	2.90%																															
	85歳	2.75%																															
	86歳	2.60%																															
	87歳	2.45%																															

諸費用	< 特定のご契約者に負担していただく費用 > 「年金支払移行特約」および「死亡給付金等の年金払特約」を付加して特約年金をお受け取りになる場合、特約年金受取期間中の毎年の特約年金支払日に、以下の費用を負担していただきます。		
	項目	費用	時期
	保険契約関係費 (年金管理費)※ 年金支払管理に必要な費用です。	受取特約年金額に対して0.35%	年金支払開始日以後、特約年金支払日に控除します。

※特約年金額は、特約年金支払開始日以後、特約年金の支払いとともに上記の費用を控除する前提で算出されますので、費用が特約年金額から差し引かれるものではありません。また、保険契約関係費(年金管理費)は2013年5月現在の数値であり、将来変更することがありますが、特約年金受取開始時点の保険契約関係費(年金管理費)は、特約年金受取期間を通じて適用されます。

＊ この商品はクーリング・オフ制度の対象です。

【解約・減額する場合のリスクについて(損失が生じるおそれ)】 この保険は、解約または減額などの際に、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させる市場価格調整(※)を行うため、解約返還金額が一時払保険料相当額を下回り、損失が生じるおそれがあります。 (※)市場価格調整とは、市場金利の変動に応じた運用資産の価値の変動を解約返還金額に反映させるための手法のことをいいます。このため、解約・減額の際の市場金利に応じて、解約返還金額が増減します。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報) 兼 商品パンフレット」を必ずお読みください。またご契約の際には、「ご契約のしおり・約款」を必ずお読みください。
--

この商品は、第一フロンティア生命を引受保険会社とする生命保険であり、預金とは異なります。

(登)C24F0344(H25.3.27)